

2017 年条約勧告適用専門家委員会 I L O 第 81 号条約オブザベーション (抄)

(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)

工業及び商業における労働監督に関する条約

1947 年 (第 81 号)

日本 (批准 : 1953 年)

委員会は、第 115 号条約に対する委員会のコメントを参照し、また、労働基準監督官が、廃炉及び除染作業の両方に関して行った監督において、引き続きその多く違反を発見していることに留意し、政府に対して、違反の原因を示し、これらの分野において適用可能な労働基準の履行確保を確実なものとするための努力を強化するよう求める。委員会は、政府に対して、廃炉及び除染作業に関連して行われた監督件数、発見された違反の件数及び性質、匿名の苦情件数及びそれによる違反発見の頻度、並びに検察庁へ送致された件数についての情報を引き続き提供するよう要請する。委員会は、さらに、政府に対して、検察庁に送致された除染作業に関連する 14 件の事案の結果についての詳細な情報を、適用された特定の刑罰も含め、提供するよう要請する。

委員会は、政府の執った措置について相応に留意しつつ、政府に対して、監督機関の任務の実効的な遂行を確保するための、労働基準監督官の数が十分なものとするために執られた措置に関する情報を引き続き提供するよう要請する。委員会は、政府に対して、都道府県及び性別の構成の内訳を含む、労働基準監督官の数に関する情報を引き続き提供するよう要請する。

結社の自由及び団結権の保護に関する条約

1948年（第87号）

日本：（批准1965年）

委員会は再度、かかる代表協議の継続が、消防職員が自らの職業上の利益を保護するために自ら選択して組織を結成し、及び参加する権利の確保に向けてのさらなる進展に資するものになるという強い期待を表明する。委員会は、政府に対して、この点に関する進展についての詳細な情報を提供するよう要請する。

委員会は、政府に対して、国内の社会的パートナー及び関係する利害関係者と協議の上、司法警察職員としての特定の職務に就いていない刑務官が、自らの職業上の利益を保護するために自ら選択して組織を結成し、及び参加できるようにするために必要な措置を講じること、並びに、この点に関して執られた措置に関する詳細な情報を提供するよう促す。

委員会は、政府に対し、国家の名の下に権限を行使するのではない公務員が、争議行為を行う権利を含む労働基本権を完全に享受することを保障するために講じられ、又は計画されたいかなる措置も説明するよう促す。さらに、委員会は、政府に対し、関係する社会的パートナーが信頼を置いており、あらゆる段階において参加が可能であり、また、そこで一度下された裁定は完全かつ迅速に実施される、効果的で公平かつ迅速なあっせん・仲裁手続を確保することを目指した現行制度の見直しに関する、社会的パートナーとのあらゆる協議について説明することを促す。その間にも、委員会は、政府に対し、労働基本権のない公的部門の職員数が減少したことの説明として、2003年3月以降国の行政組織に分類されていない公的な部局に関する情報を提供するよう要請する。また、委員会は、政府に対し、人事院勧告制度の機能に関する詳細な情報を引き続き提供するよう要請する。

したがって、委員会は、政府に対し、これらの改正の導入を通じて、地方公共団体の組合が長年有していた労働組合権が奪われないことを確保するために、自律的労使関係制度の検討を促進するよう促す。委員会は、政府に対し、この点に関して講じられ、又は計画された措置に関する詳細な情報を提供するよう要請する。

自律的労使関係制度に関する必要な措置を執ることに関し、意味のある進展がないことについてのコメントを含む、2018年総会委員会の議長集約を想起し、委員会は、政府に対して、関係する社会的パートナーと協議の上、上記の勧告を実施するための期限を定めた行動計画を作り上げるために講じられ、又は計画された措置を説明すること及びこれらに関するいかなる進展も報告することを、改めて強く奨励する。

2017年条約勧告適用専門家委員会 ILO第98号条約オブザベーション（抄）

（厚生労働省大臣官房国際課仮訳）

団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約

1949年（第98号）

日本（批准：1953年）

委員会は、自律的労使関係制度に向けた措置について政府と社会的パートナーとの間で継続的な対話が行われているにもかかわらず、意味のある進展がないことに留意し、政府が、関係する社会的パートナーとの協議を促進するためのあらゆる努力を行うことを期待する。そして、近い将来、国の行政に従事しない全ての公務員の団体交渉権を保障する、自律的労使関係制度創設のための措置を執ることを期待する。その間にも、委員会は、政府に対し、公務員の団体交渉権を認めないことに対する代償措置としての人事院勧告制度の機能に関する情報を引き続き提供するよう要請する。

委員会は、国有林野事業の職員が条約の範囲から除外され得る労働者の分類には属さないことを強調した前回の見解を再度想起する。委員会は、政府が、国有林野事業職員が団体交渉権を含む、条約の全面的な保障が与えられることを確保するために開催された協議及び講じられた措置について、次の報告書において情報を提供することを強く期待する。